

# なんと応援プラン

(なんと地域産業応援割)

低 圧 供 給 約 款  
( 料 金 表 )

2026年4月1日 実施

株式会社なんとエナジー



# 本 則

## 1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）のなんと地域産業応援割（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、なんと地域産業応援割といたします。

## 2 適用対象

お客さまがこの料金表の適用を希望され、次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

- (1) 当社の低圧供給約款（料金表）のなんとあかりプランまたはなんと低圧電力プランにより電気の供給を受けていること。
- (2) この料金表による契約の申込み時点で、次の補助金の交付を受けている事業者または南砺市ふるさと納税返礼品提供事業者であること。なお、申込日は、当社が申込書類を不備なく受領した日といたします。

「南砺市伝統的工芸品産業再生支援事業補助金」、 「南砺ブランド商品開発等支援事業補助金」、 「ビジネスマッチング販路拡大支援事業補助金」またはこれ以外の商工業振興に係る南砺市の補助金

- (3) この料金表による契約の申込み時点で、この料金表以外の低圧供給約款（料金表）のなんと応援プランおよび高圧供給約款（料金表）のなんと応援プラン（以下「他の応援プランの料金表といたします。」）の適用が1つ以下であること。なお、同一の契約期間におけるこの料金表と他の応援プランの料金表との重複適用はいたしません。
- (4) これまでに、この料金表の適用を受けたことがないこと。

## 3 契約の申込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は、あらかじめこの料金表を承認のうえ、申込みをしていただきます。なお、申込みには、2（適用対象）(2)の条件に該当することを証明するもの（補助金交付決定通知書等の写しまたは南砺市ふるさと納税返礼品提供事業者であることが確認できるもの）を提出していただきます。

## 4 契約期間

契約期間は、この契約が成立した日から、5（料金の適用）に定める終期までと

いたします。

## 5 料金の適用

6（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）からその2年目の日が属する月の検針日の前日までに使用される電気にかかる料金に適用いたします。

## 6 料 金

各月の料金は、なんとあかりプランまたはなんと低圧電力プランによって算定された基本料金および電力量料金料金の合計から次のなんと地域産業応援割引額を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

### (1) なんとあかりプランBの場合

なんと地域産業応援割引額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のなんと地域産業応援割引額は、半額といたします。

契約電流	なんと地域産業応援割引額
20 アンペア	117 円 37 銭
30 アンペア	176 円 06 銭
40 アンペア	234 円 74 銭
50 アンペア	293 円 43 銭
60 アンペア	352 円 12 銭

### (2) なんとあかりプランCの場合

なんと地域産業応援割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のなんと地域産業応援割引額は、半額といたします。

なんと地域産業応援割引額＝なんとあかりプランCの基本料金×20パーセント

なんと地域産業応援割引額の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。

(3) なんと低圧電力プランの場合

なんと地域産業応援割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合のなんと地域産業応援割引額は、半額といたします。

なんと地域産業応援割引額＝なんと低圧電力プランの基本料金×10パーセント

なんと地域産業応援割引額の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。

## 7 契約の廃止

(1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。なお、この料金表による契約を廃止されたときには、この料金表の再適用はいたしません。

(2) この料金表による契約は、この契約の対象となるなんとあかりプランまたはなんと低圧電力プランによる需給契約を廃止した場合には、(1)にかかわらず需給契約が消滅した日にこの料金表による契約が消滅したものといたします。

## 8 契約の解約

(1) お客さまからの申込み内容に、虚偽または不正がある等、この料金表の適用が適切でないことが明らかになった場合は、当社はこの契約を解約いたします。

(2) (1)によりこの契約を解約する場合、解約する日の属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、原則としてなんと地域産業応援割引額は適用いたしません。また、この場合、契約期間に適用したなんと地域産業応援割引額の合計金額をお客さまから申し受けるものとし、原則として、解約する日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## 9 その他

(1) この料金表の申込受付期間は2030年3月31日までといたします。

(2) 4（契約期間）に定める契約期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。

(3) 当社は、この契約の対象となるなんとあかりプランまたはなんと低圧電力プランが日割計算となる場合においては、次によりなんと地域産業応援割引額を日割計算いたします。

イ 需給契約が消滅した場合

$$\text{なんと地域産業応援割引額} = 1 \text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{日}}$$

ロ 契約種別，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

$$\text{なんと地域産業応援割引額} = 1 \text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$

(4) 当社は，低圧供給約款（基本契約要綱）および低圧供給約款（料金表）のなんとあかりプランまたはなんと低圧電力プラン（以下，あわせて「要綱等」といいます。）の変更等にともない，民法548条の4の規定にもとづき，この料金表を変更することがあります。この場合，契約期間満了前であっても，料金その他の供給条件は，変更後の低圧供給約款（料金表）のなんと地域産業応援割引によりま

す。

(5) この料金表に定めのない事項については，要綱等によるものといたします。

## 附 則

### この料金表の実施期日

この料金表は、2026年4月1日から実施いたします。